

▶第4期地域福祉支援計画は、計画期間（令和元年度から5年度）の中間年である令和3年度に、地域福祉を取り巻く状況の変化や国動向等を踏まえて、点検・見直しを行う。中間見直しに向けて、現行計画の基本理念等に基づき設定した5つの方向性に沿って、重点取組（資料1・1頁参照）について、記述の見直しや新たな取組等について設定する。

### (1) 地域福祉を取り巻く主な動向等

#### 重点取組等（第4期計画）

#### 現状・取組状況等

1

(1) 地域福祉の  
セーフティネットの拡充

市町村における  
包括的な支援体制の構築

参考2

#### ◎「重層的支援体制整備事業」の創設（R3年度～）

- ▶令和3年度より、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業（任意事業）が創設される。
- ▶令和3年度は、重層的支援体制整備事業の基本的な考え方や、体制構築の手法等について、市町村向け研修会等を開催し、事業の実施に向けて取組を促進する。

2

(1) 地域福祉の  
セーフティネットの拡充

生活困窮者への支援や、  
ひきこもり等対策等の充実

参考3

#### ◎「就職氷河期世代」への支援

- ▶ひきこもりの状態にあるなど社会参加に向けた支援を必要とする方などを対象に、労働及び福祉分野等の関係機関等の地域ネットワーク（都道府県・市町村プラットフォーム）を構築し、就職や社会参加等に向けて取り組む。  
（厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランに基づき、令和2年度～3年間実施）
- ▶令和3年度は、学習会、調査及び研修会を実施し、市町村プラットフォームの構築と取組を促進する。（大阪プラットフォームは令和元年度に設置済）

### 重点取組等（第4期計画）

### 現状・取組状況等

3

(2) 地域における  
権利擁護の推進

成年後見制度の担い手確保

参考4

#### ◎ 「地域における公益的な取組」としての法人後見活動支援

- ▶社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての後見活動を広域的に支援するための体制整備について、令和2年度に「成年後見制度利用促進研究会」において検討。
- ▶令和3年度から、社会福祉法人を対象に養成研修を開始し、新たな担い手の確保に努める。

4

(1) 地域福祉の  
セーフティネットの拡充

新

ウィズコロナ・ポストコロナにおける地域福祉活動への支援

参考5

#### ◎ コロナ禍における高齢者・障がい者等への見守り支援

- ▶コロナ禍において、高齢者や障がい者等の要支援者が孤立や不安を抱えないよう、社会福祉協議会が有する地域のネットワーク等を活用し、見守りや安否確認等を実施（外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業交付金※R2年度限り）。
- ▶今後は、ポストコロナに向けた新たな地域福祉活動への支援を検討。

# 中間見直しに向けて

## (2) 地域福祉におけるコロナの影響と主な取組について

- ▶コロナの感染拡大により、非正規雇用を中心とした所得の減少、外出自粛等による地域とのつながりの喪失や虐待の増加など、様々な地域福祉課題が生じている。そのため、「新しい生活様式（3密の回避等）」を踏まえて、ICTを活用した非対面での「つながり」づくりなど、新たな手法による支援が展開されている。
- ▶今後、新たな手法を取り入れた取組により、更なる地域福祉のセーフティネット強化が求められている。

### (1) ウイズコロナ(緊急対策期)

(感染防止対策期)

#### ▶生活上の悩みに対する相談

##### ○ 自立相談支援機関 (実施：市町村)

- ・生活困窮者及びその家族、関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる

#### ▶資金の貸付や給付金の支給など経済的支援

##### ○ 生活福祉資金 (実施：府社協、市区町村社協)

- ・コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯や、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に貸し付けを実施

##### ○ 住居確保給付金 (実施：市町村)

- ・離職等により住居を失った方等を対象（※）に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するとともに、就職に向けた支援を実施

困窮者等のへの支援

### (2) ウイズコロナ(反転攻勢準備期)

(治療薬開発等による感染コントロール期)

#### ▶緊急事態宣言下における外出自粛期間の取組み

##### ○ 外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業交付金 (R2限り) (実施：府社協、市区町村社協)

- ・地域のネットワークを活用した高齢者・障がい者等の見守りや安否確認、感染拡大防止に配慮した地域活動再開等への支援を実施

##### ○ ウイズコロナ・ポストコロナに対応した地域福祉活動モデルの開発 (R3福祉基金助成事業)

- ・地域のネットワークを活かした新たな発想と工夫による地域活動モデルに対し助成

社会的孤立の防止

### (3) ポストコロナ(反転攻勢期)

(ワクチン開発等による感染終息期)

➡引き続き、困窮状態にある方への適切な経済的支援を行うとともに、雇用と福祉の連携による困窮者、離職者等への早期支援の実施により、自立に向けた切れ目のない支援が求められている

➡自ら声を発することができない方へのアウトリーチ等の強化や、包括的な相談支援体制の構築により、早期の「発見・つながり・見守り」によるセーフティネット強化が求められている

地域共生社会の実現